

令和4年度第1回
朝霞市都市計画審議会議事録

令和4年5月23日

都市建設部 まちづくり推進課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第1回朝霞市都市計画審議会	
開 催 日 時	令和4年5月23日（月） 午後3時00分から午後5時00分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 1人	

令和4年度第1回朝霞市都市計画審議会

令和4年5月23日(月)
午後3時00分から
午後5時00分まで
朝霞市役所別館5階 大会議室(手前)

1 開 会

2 挨拶

3 委員自己紹介

4 会長の選出及び職務代理者の指名

5 議 題

①意見聴取

議案第1号 立地適正化計画の策定について(意見聴取)

6 その他(報告事項)

報告事項第1号 ウォークアブル施策の推進について(経過報告)

報告事項第2号 国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討について(経過報告)

報告事項第3号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について(経過報告)

報告事項第4号 朝霞市あずま南地区に係る都市計画変更について(経過報告)

7 閉 会

出席委員(12人)

会	長	鈴木 龍 久
職	務 代 理 者	川 端 登
委	員	松 村 隆
委	員	大 橋 純
委	員	木 村 暢 宏
委	員	須 田 義 博
委	員	田 原 亮
委	員	原 田 公 成
委	員	駒 牧 容 子
委	員	田 辺 淳

委	員		岡田一成
委	員		宮崎葉瑠花

欠席委員（2人）

委	員		高橋隆
委	員		北島隆孝

専門委員（2人）

専門委員	埼玉大学大学院准教授	小嶋文
専門委員	中央大学理工学部助教	須永大介

事務局（19人）

事務局	都市建設部長	山崎明日香
事務局	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長	宇野康幸
事務局	都市建設部次長兼開発建築課長	村沢敏美
事務局	みどり公園課長	大塚繁忠
事務局	道路整備課長	深澤朋和
事務局	まちづくり推進課主幹兼課長補佐	高橋俊朗
事務局	みどり公園課主幹兼課長補佐	櫻井正樹
事務局	開発建築課専門員兼開発指導係長	中村秀樹
事務局	まちづくり推進課専門員兼区画整理係長	多度津みどり
事務局	開発建築課建設指導係長	西川博文
事務局	みどり公園課みどり公園係長	高橋大輔
事務局	まちづくり推進課都市計画係長	濱野孝雄
事務局	下水道施設課下水道工務係長	池田正行
事務局	まちづくり推進課都市計画係主査	西村憲司
事務局	まちづくり推進課都市計画係主任	齋藤誠
事務局	みどり公園課みどり公園係主事	菊地理浩
事務局	まちづくり推進課都市計画係主事	高橋竜弥
事務局	まちづくり推進課区画整理係主事	米満智志
事務局	(株)国際開発コンサルタンツ	松下佳広

会議資料

- ・令和4年度第1回朝霞市都市計画審議会 次第
- ・議案第1号 立地適正化計画の策定について（意見聴取）
 - 議案資料8-1 立地適正化計画の策定について
 - 議案資料1-2 朝霞市立地適正化計画 策定スケジュール
- ・報告事項第1号 ウォークアブル施策の推進について（経過報告）
 - 報告資料1-1 令和3年度官民連携まちなか再生推進事業実施報告
 - 報告資料1-2 令和3年度 ウォークアブルな取り組み 写真集
- ・報告事項第2号 国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討について（経過報告）
 - 資料 国道254号 和光富士見バイパス
- ・報告事項第3号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）
- ・報告事項第4号 朝霞市あずま南地区に係る都市計画変更について（経過報告）
 - 議案第1号 朝霞都市計画の変更について（埼玉県決定）
 - 議案第2号 朝霞都市計画用途地域の変更について（朝霞市決定）
 - 議案第3号 朝霞都市計画地区計画の変更について（朝霞市決定）
 - 議案第4号 朝霞都市計画防火地域及び準防火地域について（朝霞市決定）
 - 議案第5号 朝霞都市計画土地区画整理事業の変更について（朝霞市決定）
 - 議案第6号 朝霞都市計画下水道の変更について（朝霞市決定）
 - 議案第7号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）
- ・市HP掲載資料 みどり豊かなまちづくりのための包括連携協定を締結しました！
- ・市内循環バス運賃改定の検討について
- ・朝霞市都市計画審議会 委員名簿
- ・朝霞市都市計画審議会 傍聴要領

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第1回朝霞市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と窓とドアの開放による換気を行っておりますので御了承ください。体調が優れない場合は、すぐに事務局へお伝えください。

本日の審議会の出席委員でございますが、総数14人中12人でございますので、朝霞市都市計画審議会条例第6条に定める、開催定足数を満たしていることを報告申し上げます。

なお、朝霞市農業員会会長高橋委員、朝霞警察署交通課長北島委員におかれましては、本日、所用のため欠席の御連絡を事前に頂いておりますので、報告させていただきます。

それでは、審議会の開会に当たりまして、都市建設部長山崎からご挨拶申し上げます。

◎2 挨拶

○事務局・山崎都市建設部長

皆さん、こんにちは。

本年4月1日付けで朝霞市都市建設部長を拝命いたしました山崎明日香と申します。前任の笠間に代わりまして、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、本日は御多用の中、令和4年度第1回朝霞市都市計画審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、平素より本市の都市計画行政に御理解と御協力を賜っておりますことにつきまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、本審議会におきましては、前委員の任期が本年3月で満了となりまして、委員の皆様には4月1日から再度2年間の任期で委員をお願いさせていただくことになりました。引き続き、委員をお務めいただく皆様を始め、新たに公募市民の岡田様、宮崎様が加わり、本市の都市計画行政の推進に向けまして、より一層の御指導と御助言をいただければと思っております。

さて、本日の審議会は、議題が1件、報告事項が4件ございます。

議案第1号につきましては、前回の都市計画審議会でご報告させていただきました立地適正化計画の策定について、委員の皆様にお伺いするものでございます。

また、報告事項第1号につきましては、現在、取組を進めておりますウォークブル施策の推進について、報告事項第2号につきましては、国道254号バイパス沿道の活性化に向けての検討について、それぞれ報告させていただきます。報告事項第3号につきましては、生産緑地地区の変更について、さらに報告事項第4号につきましては、あずま南地区の市街化区域編入、地区計画の設定及び生産緑地地区の指定などの都市計画の変更について、それぞれ今後の審議に当たり経過報告をさせていただきます。

本日の審議会におきましても、委員の皆様様の御審議と議事の円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、会議の進行に当たりまして、現在、都市計画審議会委員の任期満了に伴い、会長が不在となっておりますので、新たに会長が決まるまでの間、山崎部長に座長をお願いいたしますが、新型コロナウイルス感染防止のため、自席でお願いします。

◎3 委員自己紹介

○事務局・山崎都市建設部長

皆様、改めましてよろしくお願いいたします。先ほど事務局から説明がございましたとおり、会長不在の間、座長として会議の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、本年3月31日をもって、前任の都市計画審議会委員の任期が満了したことから、本年4月1日付けで、委員の委嘱を行ったところでございます。なお、委嘱状につきましては、あらかじめ皆さまの机の上に配付させていただきましたので御確認をお願いいたします。

まずは、本日、初めて本審議会に御出席される委員の方もおりますので、お手数でございますが委員の皆様様の自己紹介をお願いしたいと思っております。

なお、令和3年度第3回都市計画審議会で報告いたしました、立地適正化計画策定に係る専門委員につきましては、須永委員、小島委員には本日の審議会から御出席いただいております。今後立地適正化計画に関連する議事がある際には、引き続き御出席いただくこととなりますので、併せて自己紹介をお願いしたく存じます。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、専門委員のお二人を含めまして、鈴木委員から反時計周りで自己紹介をお願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

私、鈴木龍久と申します。今日、名簿の一番上に書いてありますように、学識経験者都市計画分

野という立場で出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松村委員

松村でございます。この名簿でいきますと4番目に書かれております。環境審議会の方のお手伝いもさせていただいてます。引き続きよろしくどうぞお願いします。

○木村委員

朝霞県土整備事務所の所長をしております、木村と申します。よろしくお願いいたします。私も朝霞県土整備事務所の所長2年目になりまして、この委員も昨年度から務めさせていただいております。引き続きよろしくお願いいたします。

○須田委員

須田義博と申します。朝霞市議会議員をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○原田委員

市議会議員の方からまいりました、原田公成と申します。よろしくお願いいたします。

○田辺委員

田辺淳と申します。市議会議員です。よろしくお願いいたします。

○宮崎委員

宮崎葉瑠花と申します。公募市民で今回参加させていただきました。何とぞよろしくお願いいたします。

○須永委員

中央大学理工学部に所属しております、須永大介と申します。今回、専門委員を拝命しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小嶋委員

埼玉大学の小嶋と申します。私も須永委員と同じで立地適正化計画の朝霞市の委員会に参加させていただきまして、こちらに参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○岡田委員

公募委員の岡田でございます。この審議会は初めてなんです、もう5、6年にわたりましていろんな審議会の委員を経験させていただいております。慣れない中ですが、皆様にいろいろ市民としての立場で意見を述べさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○駒牧委員

市議会議員の駒牧容子でございます。よろしくお願いいたします。

○田原委員

田原亮と申します。市議会議員の枠で参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

す。

○大橋委員

大橋純と申します。埼玉建築士会の県南支部の支部長をしております。建築分野です。よろしく
お願いいたします。

○川端委員

川端登と申します。朝霞市商工会から参りました。宅建協会の県南支部の支部長も仰せつかって
おります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局・山崎都市建設部長

委員の皆様、ありがとうございました。

◎4 会長の選出及び職務代理者の指名

○事務局・山崎都市建設部長

続きまして、次第の4番目「会長の選出及び職務代理者の指名」に入らせていただきます。

現在、本審議会の会長職は、前委員の任期満了に伴い空席となっております。なお、本審議会の
会長につきましては、朝霞市都市計画審議会条例第5条第1項に規定しておりまして、会長は、「学
識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める」としてござい
ます。従いまして、まずは、どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。あるいは、
推薦でも結構でございます。

○須田委員

よろしいでしょうか。前委員長でもあります鈴木龍久委員に引き続き、いろんな経験も踏まえて
おりますので、推薦をさせていただきます。

○事務局・山崎都市建設部長

ありがとうございます。ただ今、鈴木委員を推薦するとの御発言がございましたが、皆様いかが
でしょうか。

(異議なし、の声)

異議なしとの事でございますが、鈴木委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

○鈴木委員

分かりました。

○事務局・山崎都市建設部長

どうもありがとうございます。それでは、皆様方から御承認をいただきましたので、鈴木委員に
会長をお願いしたいと思います。

続きまして、職務代理者の指名でございますが、職務代理者につきましては、朝霞市都市計画審議会条例第5条第3項に規定しておりまして、「学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」としてございます。したがいまして、鈴木会長から職務代理者の指名をお願いしたいと存じます。

○鈴木会長

前回同様、川端委員をお願いしたいと思っておりますけど皆さんよろしいでしょうか。

(異議なし、の声)

○事務局・山崎都市建設部長

ただいま、鈴木会長から川端委員を指名したいとの御発言がございました。川端委員、職務代理者をお引き受けいただけますでしょうか。

○川端委員

よろしく申し上げます。

○事務局・山崎都市建設部長

ありがとうございます。御受託いただきましたので、川端委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

以上で、会長の選出及び職務代理者の指名が終了いたしました。

それでは、これもちまして座長としての議事の進行を終わらせていただきたいと思います。以降の議事については鈴木会長をお願いしたいと思います。鈴木会長よろしく願いいたします。

○鈴木会長

それでは、一言ご挨拶をさせていただきます。前回に引き続き、皆様方の御推薦によりまして会長職を仰せつかりました。大変長く委員を務めておりますもので、気が付かずにいつのまにか独占化してるようなこともあるかも分かりません。そんなようなときには、委員の皆様方に御指摘いただき、より活性化した審議会を運営していきたいと思っておりますのでよろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、引き続き会議を進行させていただきますが、この審議会は原則公開の立場をとっております。審議に入る前に、傍聴者の入室について皆様にお伺いいたします。本日、この審議会の傍聴を希望されている方がいらした際には、傍聴者の入室を許可してもよろしいでしょうか。

(異議なし、の声)

○鈴木会長

ありがとうございます。事務局に確認します。本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

○事務局・齋藤まちづくり推進課都市計画係主任

いらっしゃいます。

○鈴木会長

それでは、入室をお願いします。

なお、傍聴者につきましては、都市計画審議会傍聴要領によりまして、発言などの行為は認められませんので御了承のほどよろしくお願いいたします。なお、会議の途中に傍聴者が来られた場合には、事務局より逐次入室することを皆さん御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、本日の配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

濱野係長。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

本日の会議資料について確認させていただきます。

あらかじめ送付させていただきました資料が、審議会次第が1枚。こちらは、5月17日に議題の変更に伴い、差し替えさせていただいたものとなります。続きまして、議案資料といたしまして、議案第1号「立地適正化計画の策定について」、こちら、5月17日の通知のとおり、事前に配付いたしました議案第8号を1号に読み替えていただくものとなります。それから、報告事項第1号「ウォークアブル施策の推進について」、報告事項第2号「国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討について」、報告事項第3号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、最後に議案第1号から7号までにつきましては、報告事項第4号「朝霞市あずま南地区に係る都市計画変更について」の資料とさせていただきます。また、本日お手元にお配りしました資料といたしまして、傍聴要領、委員名簿、議案第1号の表紙と2枚目がA3のカラーのスケジュール表でございますが、表紙の差し替えと資料の追加をお願いいたします。続きまして、報告事項第2号「国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討について」の差し替え資料になります。続きまして、報告事項第3号の差し替え資料でございます。最後に、報告事項第4号「朝霞市あずま南地区に係る都市計画変更について」の差し替えの資料でございます。資料はおそろいでしょうか。資料の確認は以上です。

◎5 議題 ①意見聴取 議案第1号 立地適正化計画の策定について（意見聴取）

○鈴木会長

ありがとうございます。それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思いますが、会議を進める前に立地適正化計画の策定について当委員会から前回の皆様方の御賛同を得まして須永委員並び

に小嶋委員が今日は出席していただいております。後ほど、事務局の説明等、あるいは、皆様からの意見等については御質問等もあるかと思っておりますが、よろしく御指導お願いいたします。

それでは、本日の議案は、意見聴取の1件となります。「議案第1号 立地適正化計画の策定について」、事務局からの説明をお願いいたします。

西村主査。

○事務局・西村まちづくり推進課都市計画係主査

それでは恐れ入りますが、若干長めにお時間を頂いて、説明させていただきたいと思っております。資料は「議案資料8-1」と記載があり「1-1」に読み替えていただいたものと、資料1-2になります。

初めに、この立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条第22項において、都市計画審議会への意見聴取が義務付けられておりますので、本日を含め今後開催する都市計画審議会においても、検討内容を報告し意見聴取をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

各回で、どのような内容を報告させていただくかにつきましては、「議案資料1-2 策定スケジュール」を御覧ください。

一番下の「(15) 会議等の運営」のところに記載しております。この計画は庁内検討委員会を軸として検討を進めておりまして、水色の部分はその庁内検討委員会各回での検討内容で、都計審は黄緑色の部分となっております。本日の第1回都計審では、庁内検討委員会の第1回から第3回までに検討した内容について報告をいたします。

では、「資料8-1」を御覧ください。

お時間の都合上、スライドの説明はところどころ割愛させていただきますので、御不明点等がございましたら、質疑のお時間をお願いいたします。

まず、表紙に目次がございますが、まず「①立地適正化計画の概要と策定の流れ」につきまして、どのような計画か御説明した後で、計画の中身として②から⑦までの都市構造上の現状と課題などを整理した内容について、順次説明をさせていただきます。

ではまず、「①立地適正化企画の概要と策定の流れ」ということで2ページを御覧ください。

このような内容の計画なのですが、到来する人口減少・高齢化社会に対応した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の政策を推進することを目的とした計画となっております。左側に都市が抱える課題として、人口減少・高齢者の増加や、拡散した市街地という全国的な都市を取り巻く状況があり、この影響で今後都市の生活を支える機能の低下や地域経済の衰退、厳しい財政状況という

ような課題が顕在化していくとされております。そこで、これらの課題への対策として、生活サービス機能と居住を集約・誘導するコンパクトシティと、まちづくりと連携して公共交通ネットワークを再構築するネットワークを組み合わせたまちづくりの概念が提唱されております。このコンパクトシティ化による効果としましては、生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化、行政コストの削減、地球環境への負荷の低減などがあるとされております。

下の3ページにいきまして、このコンパクト・プラス・ネットワーク、つまりC+Nを推進するための計画制度が、この立地適正化計画と地域公共交通網形成計画となっており、この二つの計画を連携させていくことが基本となります。地域公共交通網形成計画は図の右側でNに対応するもので、今は地域公共交通計画という名前に変わっております。朝霞市では令和3年2月に策定済みですが、こちらは市内循環バスの見直しがメインで、今後の公共交通の利便性や持続性を高めていくために、どのようなことをやっていかなければならないかが計画立てされております。

一方、図の左側でCに当たる立地適正化計画の方では、ピンク色の都市機能誘導区域と水色の居住誘導区域という区域を市内にそれぞれ設定することが根幹の内容になります。都市機能誘導区域は、主に福祉、医療、商業といった施設の立地促進を図るエリアのことで、ここにアクセスすれば生活サービスは一通りそろろうというような中心市街地の機能を持つ区域となります。また、居住誘導区域は市内の中でもある程度長期的な展望で、人口密度を特に維持したい区域を設定するものです。

ということで、CとNはどちらか一方だけでは、まちの機能や公共交通の持続性を確保するという点で効果が見込みにくく、両方の計画を連携させることで成り立つ面がありますので、朝霞市としても将来の人口減少・高齢化を見据えて、このNと併せてCに当たる立地適正化計画の策定を進める必要があるという背景がございます。

4ページを御覧ください。

どのようなことを計画の中にうたっていくのかですが、この左の図が立地適正化計画を模式的に表している図になります。一番外側の黄緑色の部分が都市計画区域で、一つ内側の青い点線の中が市街化区域となっております。この更に内側に青い部分の居住誘導区域を定め、更に赤い部分として医療・福祉・商業・子育て・その他公共施設などの立地を誘導していく都市機能誘導区域を定めます。そして青い居住誘導区域と赤い都市機能誘導区域は、黒い線の公共交通でつなぐことで、コンパクト・プラス・ネットワークが構築されることとなります。

また都市機能誘導区域では、将来立地を誘導すべき具体的な施設名も誘導施設として明示することで、必要な機能を持つ拠点作りを推進していきます。

したがって大きく分けて二つ、居住誘導区域と都市機能誘導区域を、この立地適正化計画の中で

定めて、どういうまちづくりを進めていくのかということ計画の中で定めていくこととなります。

5 ページを御覧ください。

誘導区域のアウトプットイメージとして、こちらは戸田市のものになりますが、オレンジの点線で囲われた部分が居住誘導区域で、今後戸田市としてここに住んで欲しいというエリアです。ただ一緒くたではなくて4つの色でゾーン分けがされてまして、例えば緑は「水と緑に親しむ暮らしを誘導するゾーン」といった形で、今後住もうとする人がこれを見て、ここはこういう区域だからここに住んでみたいというような判断ができる材料として整理をされております。

また、赤の点線で囲われた部分では、三つの駅を中心に都市機能誘導区域になっておりまして、それぞれ戸田市として誘導したい施設を明示しております。例えば北戸田駅周辺地区は右にありますが、病院と銀行・信用金庫、商業施設を誘導したり立地を維持するといった形です。アウトプットとしましては、こういうイメージになっております。

居住誘導区域や都市機能誘導区域を定める本来の趣旨としましては、人口が減っていくまちにおいて、人口密度をなるべく維持したい区域を設定して、生活の施設や沿線のバスなどが維持できるようにするということが本来の趣旨でございますが、この戸田市のようにどこに住むと便利なのか、交通の利便が良かったり商業施設がすぐ近くにあったり、災害に対して安全かなど、そういったことを事前明示することで、今後朝霞に住もうとする人の居住をゆるやかに誘導していくという役割もございます。朝霞市は当面の間は人口減少には見舞われませんので、このような形での整理を考えております。

以上が計画の根幹の部分ですが、そのほかとして6 ページを御覧ください。

今、頻発・激甚化する自然災害への対応が課題となっております。立地適正化計画では、災害リスクの分析を行い、防災・減災対策を定める防災指針というものも併せて作成することが義務化されております。こちらの図は都市再生特別措置法における防災・減災対策の内容を示しておりますが、右上が立地適正化計画に関連する部分で、レッドゾーンと呼ばれている土砂災害特別警戒区域のような危険なところは原則居住誘導区域から除外するように定めがあるほか、多少災害の危険性があるイエローゾーンと言われる区域を居住誘導区域に定めた場合には、どういう防災・減災対策をしていくのかを明示することが必要となっております。

下の7 ページは、愛知県知多市における防災指針のアウトプットイメージですが、左の図では浸水・洪水災害時のリスク分析ということで、居住誘導区域に設定した赤枠エリアと浸水実績のある水色の部分を重ね合わせることで、河川の浸水がどこで発生するのかりスクのあるエリアを分析しています。これを踏まえて、右の図でリスクがあるところでどういう対策をしていくのかを、防災

のハード対策とソフト対策に分けてロードマップまで整理をしていきます。

以上が立地適正化計画の概要説明でした。

8ページを御覧ください。

計画策定の流れですが、策定・公表は令和5年3月末の予定です。庁内検討委員会は全5回、都市計画審議会は全4回開催させていただき、10月頃に計画の素案という形で取りまとめていくことを考えております。

9ページは、国の策定の手引きに示されている検討項目で、こちらに基づいて進めてまいります。次回の都市計画審議会でお示しする内容が、計画の根幹部分になるかと思えます。

10ページは、市民の方々の御意見を計画に反映させるため、今年3月から市ホームページで庁内検討委員会や都市計画審議会の資料を随時公開し、御意見の通年募集をしているものです。現在まで意見提出はございませんが、今後御意見の提出がありましたら御紹介いたします。

次に11ページからは、「②都市構造上の現状と課題」を整理したスライドになりますが、12ページから29ページまでは個々の課題を整理した細かい内容になりますので説明は割愛させていただきます。ただし少し留意すべきところとしましては、16ページを見ていただきたいんですが、高齢者人口密度で右の図が2045年の65歳以上の人口密度を示したのですが、赤枠内の古くからの市街地において、濃い赤になっている高齢者人口密度のかなり高い地域が出てきます。市街化区域全体で見ましても、2015年に1ヘクタール当たり23人だったものが2045年には37人と高齢者が約1.5倍に増える推計となっております。その下の17ページでも、高齢者の人口割合も内間木地区は先行して高齢化が進んでおりますが、2045年には全市的に赤い色が目立つように高まってまいります。

また、23ページの生活サービスの利便性について、朝霞は近隣3市と比べると自市内購買率が低いことから、都市機能の中でも商業施設が少し不足しているのではないかと分析されます。

30ページにいきまして、こちらが以上の現状と課題をまとめた内容で、高齢者人口と生活サービス（駅周辺の拠点性）の項目でそれぞれ課題があるということで、これらを踏まえたまとめとしましては、「市街化区域内の人口集積を引き続き高めながら、生活サービス・交通利便性を維持・確保するとともに高齢化への対応が必要」ということと、「拠点性を高めるための都市機能を中長期的に誘導・集積しながら、交通施策と連携したコンパクト+ネットワークの実現が必要」ではないかということ整理しております。

次に「③防災上の現状と課題」ですが、こちらは防災指針の作成に必要な分析で、32ページから36ページにかけて、災害の種類ごとにそれぞれ水害、土砂災害、住宅密集に関する現状と課題を分析いたしました。留意すべきところとしましては、34ページの水害ハザードに関しまして、

図のピンク色が浸水エリアで、黄色い細い線が市街化区域のラインとなっておりますが、田島地区等の一部が市街化区域ではありながら浸水想定区域に含まれているエリアがございますので、この居住誘導や防災・減災対策をどうするのが検討課題となると考えております。

これらの分析を踏まえて37ページのまとめでは、「災害リスクの少ない安全な場所へ中長期的に居住を誘導していくこと」のほか、「市街地の防災性を高める市街地整備の方向性を取りまとめる」こと及び「災害リスクが見込まれる内間木地区等は、市街化調整区域であっても立地適正化計画で定める防災指針にて一定の防災対策の状況を取りまとめる」ことと整理いたしました。

次に38ページ、「④まちづくりの方針（ターゲット）」の検討ですが、39ページは、これまでの前のページで整理した都市構造・防災の現状と課題を再掲したもので、これらに基づいて40ページのとおりターゲットを設定いたしました。上段は人口動態や都市構造上の課題における朝霞市のポイントとして、「①この先30年は人口は減少しないことから地方の他の都市とは異なりますが、ただし高齢化は着実に進展している」こと、また、「②もともとコンパクトで高密度な市街地が形成されているが駅は移動の結節点であっても生活の拠点にはなっていない」、「③災害リスクは主に市街化調整区域に分布している」といったことが言えると考えますので、これらから朝霞市で立地適正化計画を策定するポイント・意義として、人口減少局面になる前に高齢化への対応、次世代を担う若い世帯の呼び込みと定住、都市の拠点性を高めるといった「次の一手」を打つために立地適正化計画を策定することといたしました。また、下段で朝霞市のまちづくりにおけるポイント・特徴としては、「④公共交通とシェアサイクルサービスが充実した、環境にやさしく移動しやすいネットワークが構築されている」、「⑤脱炭素・循環型社会の構築を推進している」、「⑥ウォーカブルな都市づくりを推進している」といった特徴がありますので、朝霞市のまちづくりの独自性を表すキーワードとして、右のとおり「公共交通、シェアサイクル、低炭素、ウォーカブル、歩いて暮らせる、都心近郊に近く、むさしのの自然が残るまち、子どものための居場所や遊び場」といった要素が、朝霞市の独自性を出せるものとして挙げられると考えました。

これらの「●」の付いた8点を包括するようなターゲット設定ということで、「将来にわたって持続可能な朝霞市のための『次の一手』となる、低炭素型（低環境負荷）で人が中心となる都市構造の構築」というものがいいのではないかと考えました。

次に41ページ、「⑤目指すべき都市の骨格構造と施策・誘導方針（ストーリー）」の検討ですが、42ページの図は、都市計画マスタープランにおける将来のまちの骨格を示した図となっております。基本的には立地適正化計画で目指す将来都市構造は、この都市マスを踏襲するものとしてと考えております。市内で大きく二つの拠点、北朝霞・朝霞台駅周辺と、朝霞駅周辺を位置付けておりますので、この二つの拠点性を高めていくために立地を誘導していくというのが一つの狙いとな

ります。

それから43ページのN、ネットワークの部分は、公共交通軸は地域公共交通計画と整合・連携を図っていくという考え方でバス路線沿線の人口密度を維持し、公共交通の持続性を確保するようなものにしたいと考えております。

したがって、44ページの「目指すべき都市の骨格構造」としては、新しい骨格構造は特に打ち出さずに、都市マス拠点配置と地域公共交通計画の交通軸を踏まえたC+Nの骨格構造を目指すということで、大きな変更はございません。まとめますと45ページのとおりです。基本的な誘導方針①、②、③に加えて、次の一手のための誘導方針として、高齢化やバリアフリーに対応したきめ細やかな交通ネットワークや拠点内のウォークアブル化、自動車に依存しない移動手段の促進といったことを設定することを考えております。

次に46ページ、ここからは「⑥都市機能誘導区域と誘導施設の設定方針」となります。設定に当たっては、47ページに要約いたしました都市計画運用指針に示されている考え方等を参考といたしますが、特に「①基本的な考え方」の2番目、「原則として、都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める」ものとなります。

これらを踏まえて、48ページで朝霞市としては、「都市マスの都市拠点を核に、市民・来街者がアクセスしやすく徒歩圏で回遊できる範囲に都市機能を誘導する区域を設定」する方針で考えております。実際にどのくらいの範囲を設定するのかは、次回の都市計画審議会で御提示させていただく予定で、本日は方針のみとなりますが、都市機能誘導区域は拠点としては二つの駅の周辺のみとし、それぞれの設定範囲は、駅徒歩圏などを基本として主要な公共施設や集客施設の立地状況や用途地域などを考慮しつつ、バスでアクセスした人が無理なく徒歩で回遊できる範囲に定めたいと考えております。なお、根岸台3丁目は都市マスでは地域拠点に定められておりますが、二つの駅周辺とは異なり、様々な種類の生活サービス施設が集積されているというよりは商業施設中心で、都市機能誘導区域の趣旨とは若干異なりますので設定しない方針です。

それから49ページ、市街化調整区域は都市再生特別措置法第81条第19項の定めにより、都市機能誘導区域に設定できませんが、朝霞の両駅周辺は、共に市街化調整区域内に主要な公共施設が集積されている事情を鑑みまして、ここも施設を維持・誘導していく地域の位置付けとするため、都市機能誘導区域に代わる、市独自の「(仮称) 公共的機能維持誘導ゾーン」などの区域設定を検討したいと考えます。

続きまして、51ページからは、都市機能誘導区域の中で立地を誘導する施設についてですが、同じく都市計画運用指針に基づき、誘導施設は居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点

を満たす施設として、医療や社会福祉施設、子育て支援、文化施設、商業施設、行政施設などを定めます。

52ページは埼玉県下の自治体における誘導施設の設定事例です。自治体ごとに少し設定施設が異なっておりますが、現在の施設の充足状況や将来目指す都市構造などを踏まえて、必要な施設を各市で判断して設定することとなります。

53ページにいきまして、朝霞市ではどのような方針で誘導施設を設定していくのかということですが、「誘導施設の検討手順」として、まず①地域の身近な範囲で利用されるような小さい施設ではなく、市全域からの利用が見込まれるような施設の種別を抽出いたします。それから②として、都市拠点ごとに施設の立地状況として有るのか無いのかを確認します。さらに③で、無いので誘導するという「誘導タイプ」と、既に有るので維持する「維持タイプ」に分けて誘導施設を位置付けていくという手順で考えております。①に当てはまる施設は、53ページの下の方で一番右に「●」が付いている病院や総合福祉センターなどがございます。そして、54ページの②で、二つの駅周辺にそれぞれの施設が有るのか無いのかを整理いたします。それらの現状を踏まえて、③で「誘導タイプ」と「維持タイプ」に分けて決定いたします。なお、こちらにお示しした施設はあくまで暫定となっておりますので、具体的に整理した施設は次回御提示させていただきます。

それから、最後に57、58ページから「⑦居住誘導区域の設定方針」ですが、居住誘導区域の設定に当たっては、コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、58ページ②イにありますように、都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができる区域などを設定することが考えられます。

59ページにいきまして、朝霞市におきましては当面の間、全域で人口密度が高く公共交通の利用圏域でもあることから、余り範囲を絞る必要性はないと思われまので、基本的には「市街化区域のうち居住に適さない区域を除外」した区域を居住誘導区域に設定したいと考えております。なお、一緒くたに指定する形では、どの地域にどういった方に住んでいただきたいかが整理できませんので、居住誘導区域の中でも性格に応じてゾーンを区分することも検討してまいります。なお、下に書いてある「まちなか居住ゾーン」や「移動らくらくゾーン」などの名称や性格分けの設定は暫定案となっておりますので、後日検討の後、次回改めて案を御提示させていただきます。

説明は以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。

議案の説明が終了しましたので、意見聴取に入りたいと思いますが、ただいま事務局から説明い

ただいて、すぐ御理解いただける方は少ないと思います。立地適正化計画の策定について基本的な方向付けですか、そのようなことを専門委員の須永委員がお見えになっているので、何か事務局が説明した内容以外に分かりやすい説明などがありましたら教えていただけませんか。

○須永委員

分かりました。

少しだけ補足的な説明をさせていただきます。

この立地適正化計画ですけれども、全国で策定が進められているものでございます。その流れの中で、朝霞市でも策定をするという方向になっております。

全国の多くの自治体の場合は、これから先人口が減っていく中で、全ての市街地をこれから先もずっと同じサービス水準を維持するというのはなかなか難しい部分で、お悩みを抱える方が多くいらっしゃると思います。それに対して、少なくとも全部を全く同じようには維持できないかもしれないけれども、その中でここはしっかりと守っていこうというような方向で、少し今の市街化区域の中で、限定的に区域を定めて、ここはやっていくという。そういう人口減少に対応した形で策定をしていくというのが、大きな流れです。ただし朝霞市の場合は、人口がこれから先、将来の見通してほぼ現状維持ということになっておりますので、少し全国的なトレンドとは違う策定の仕方をしなければいけないというのがポイントにはなるかと思えます。人口が維持できるというのは、非常に市にとっては活力の関係では有り難いことと思えますので、非常に恵まれた環境の中で、この計画を朝霞市独自のものとして、どういうふうに策定していくのかというところで議論いただければと思います。今日お話しいただいた内容は、基本的な方向性が中心になってまいります。次回以降の都市計画審議会の中で恐らく具体的にこの地域を策定するというようなお話に進んでいくと思いますので、次回に向けて地区の細かい設定をしていく上で、皆様方の観点からどのようなことが気になるかというところを事務局の方に寄せていただきますと、その情報、御意見も加味した形でこれから先、各区域の設定ができるかと思えますので、その辺りを中心にそれぞれの立場から気になることを挙げていただけると議論としてはいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。

小嶋委員、今、須永委員が説明してくれました。それ以外に委員の皆さんに分かりやすく理解いただけるものがありましたら、教えていただけますか。

○小嶋委員

須永委員が御説明くださったとおりでと思います。特に私からも、一番最後に須永委員からおつ

しゃっていただいた、皆様から気になるところがないかというところの御意見を頂くのはいいのかなと思いますのが、立地適正化計画の策定をしていくという前提としては、人口減少する中で全ての社会基盤を高水準に保っていくことは難しいので、特に守るところを決めましたというときに、じゃあそれ以外のところの人は取り残されたように思ってしまうとか、何か権利を制限されるのかというような心配をされるとか、そういったことが有るのか無いのか、それを無いのに有るような説明になってしまっているとか。かたや無駄な心配をさせるような説明の仕方になっているんじゃないとか、そういった御心配がありましたら御意見頂けたらと思います。

以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。

朝霞市は、立地適正化といっても既にコンパクトにまとまっておりまして、埼玉で言えば事務局とも話したんですが、秩父の両神だとか小鹿野といった地区にであれば居住の誘導をして、公共投資の上下水道だとか電気の工事だとか、そういうものをしないで集められる。ところが朝霞ではその必要がない。それから私個人的なことなんですけど、3回の庁内会議の中で都市計画道路なんかも協議されているのかなと感じたのですが、朝霞市の商業地域は面で地域が決まっているんですよ。普通の市ですと道路歩道に沿ってずっと商業地域があるというために発展します。でもこれは立地適正化には関係がないんだということも、事務局から御指導をいただきました、そのようなことも何か交えていろいろこれから委員の皆さんにご意見をいただきたいと思っております。

それでは、皆さん何か質疑はございますか。

大橋委員。

○大橋委員

個人的というか私が気になっていることですが、都市拠点ごとの施設の立地状況の確認という表を見ていたんですけども、この中に入らないものとか、足りないものは何かなと思ひまして。

○鈴木会長

すみません。ページを言ってもらえますか。ほかの人にも見てもらうので。

○大橋委員

55ページです。

「②都市拠点ごとに施設の立地状況の確認」という左上のところなんですけれども、ふと思ったことが、この中に大学施設とか大きな学校とかがないんですけれども、朝霞市は御存じのとおり東洋大学があったんですが都心に引っ越しをしてしまうということで、多分その学生たちが商業施設を使うとか、そういうことも駅前とかでかなりあったかと思ひます。それがごそっとなくなって

しまうということと、周りに住まわれていた方がごそっと居なくなってしまうので、その辺りをどういうふうに誘致するとか、新しい学校が来るとか、全然そういうのは考えていないとかという方向性をお聴かせ願えればと思います。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

東洋大学のキャンパスにつきましては、ライフデザイン学部等が東京の方に移るとのことですが、群馬の板倉キャンパスの方から食環境科学部が、朝霞に移動してくるということで、今校舎の建て替えの工事が始まっているところです。

先ほどの55ページの「誘導施設の設定方針」のところに、東洋大学とか特に今そこが市街化調整区域になっており、都市機能誘導区域は市街化調整区域を指定できませんので、そういった意味で書いておりません。今頂いた御意見等も踏まえまして、都市機能誘導区域にはできませんけれども、市独自の区域設定というものを朝霞市でも検討しております。東洋大学のところを直ちにそういった区域に指定するかどうかは別にしまして、頂いた御意見を踏まえまして検討していきたいというふうに思っております。

○大橋委員

分かりました。ありがとうございます。

○鈴木会長

ほかに。田原委員。

○田原委員

ありがとうございます。2点質問させていただきます。

まず1点目は、60ページの今の市街化区域の図を見ると、何となくこういうふうな形で居住誘導区域が決まっていくのかなという印象を持っているんですけども、やはりハザードマップの方で赤くなっているところ、例えば内間木地区に関しては、37ページでは防災指針、これはマストとしているものですが、「一定の防災対策の状況を取りまとめる」ということで、対象ではないけれどもやっていくというふうなお話がありました。具体的にどういうふうな内容になるのかというお話がもし聴ければお願いしたいと思います。

それから、コンパクトとネットワークということで、ネットワークの部分に関しては、内間木地区が居住誘導区域に要はならないわけじゃないですか。ならないときのNとの関係はどうなのかなというのをちょっと教えていただければ有り難いと思います。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

まず、コンパクトプラスネットワークの関係ですけれども、内間木地域につきましては、御存じのとおり国道254号バイパスの第1期整備の部分の供用が開始しまして、今浦和所沢バイパスから志木方面に向かって第2期整備に入っております。朝霞の区域におきましても、予備設計の方に着手しているということで、朝霞市都市計画マスタープランで国道254号の沿道の活性化の検討というのも明確に位置付けられておりますので、何らかの形でこの立地適正化計画の中でそういったものも含めて記載してまいりたいと考えております。

防災指針につきましては、内間木地区に限らず、市内でもいろんな検討してまいりますので、今直ちにどのようなというのはお話できませんが、順次どんな内容になるかにつきましては、委員の皆様からの御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。

田原委員。

○田原委員

質問でなくて意見なんですけれども、やっぱりハザードマップでこの赤い区域の方たちも実際に住んでらっしゃる方がいて、日常的に冠水の悩みとか聴くことがやっぱり多いです。これから決まっていく中で、要は今住んでるところが誘導区域じゃないんだと。考え方としてはよく分かるんですが、印象というか心情的なものというのは、確かに大学の先生もおっしゃってたところもあるかなと思いますので、その表現とかは是非うまく検討していただければ有り難いなというふうに意見を述べさせていただきたいと思います。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

1点言い忘れしました。内間木の交通の関係は、市の地域公共交通計画でも空白地区という位置付けております。既に何回か地元の方と町内会でやり取りをしております。新たな公共交通、いわゆる小さめのバスの導入に向けて地元の組織を立ち上げる方向で今御検討いただいているという情報を頂いております。新たな公共交通の導入は地域公共交通計画の施策に明確に位置付けておりますので、市の方でも着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木会長

岡田委員。

○岡田委員

直接今回のこれと関連付くかどうか、はっきり私申し上げられないんですけども、二つありまして、一つはハザードマップなんですけど、ハザードマップっていういろいろと今、災害想定区域の改修だとか、確か十小の裏にも貯水池みたいなものをお造りになってらっしゃるということで、そういったものを体験されることを想定して、何年間に1回見直しをされると思います。できればの話ですが、ハザードマップってやっぱりすぐ思い起こせない、忘れちゃうということが多いものですから、できれば年に1回か、ないしは2年に1回ぐらい最新のハザードマップを配布していただくと、より関心が高まるのではないかなと、関係があったか分かりませんがハザードマップのことで一つお願いします。

それから二つ目ですけども、公共交通機関、確かに今、小型のバス、市内循環バスを運行されていらっしゃるようですが、かなりの赤字が計上されてると聞いています。いろいろと見直しをしていく中でマイクロバスのものを運行されるのかもしれませんが、これも昨年私も身近な自治会で、ワンコインタクシーみたいな形のものを導入していただけないか、既に導入してらっしゃる自治体もあったということも伺いましたので、そういったことの検討状況ってどうなってるのかというのをすいません、関係ないかもしれないんですけど、お分かりになったら教えていただくと有り難いなと思います。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

まず十小のところでは、下水道施設課の方で溝沼地区の洪水対策のいわゆるこれは抜本的と言いますか、どちらかという改善を目指して貯水池を設置しているというようなところでございます。

ハザードマップにつきましては、御指摘のとおりだと思いますので、ちょっと今日は所管の者は来ておりませんが、お伝えしたいと思っております。

また公共交通の関係は、令和3年に地域公共交通計画というのを策定しまして、朝霞市といたしますと、基本は路線バスを中心に幹線系は路線バスが走っていて、それを補完する形で市内循環バスが走っています。ただそれでもどうしても救えないと言いますか、半径300メートル以内にバス停や駅がない地域を公共交通空白地区と位置付けまして、まずはその改善を目指していくという施策に取り組んでおります。岡田委員がおっしゃったとおり、ワンコインタクシーであるとかデ

マンドタクシーにつきましては、現在具体的な検討はしておりませんが、市といたしましては、まずは公共交通空白地区の改善をして、市内全域の公共交通のネットワークの構築を目指していくというような形でございます。

以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。

ほかに、どなたか御質問等はありませんか。

田辺委員。

○田辺委員

先ほど、例えば52ページの「誘導施設の県内事例」と書いてありますけれども、埼玉県下で今、立地適正化計画を策定済の自治体の数というのを教えていただいて、その作り方の問題もちょっと。朝霞市がどうしても今作りたいという一番の動機というのは、恐らく国の補助金なり公共施設を設定するときに、今後は補助金を頂くに当たって立地適正化計画がなければならないという前提があるから、差し迫ったものとしてやらなければいけないということは、それはそれで分からないでもないですけれども。ただ本来の意味で言う立地適正化計画ということになると、やはり言葉の言っているとおおり、例えば住居に関して住居の適正なところをとというのは果たしてどうなんだということも、先ほどもちょっと出ていましたね。田島だとか、内間木だとか、いわゆる浸水の地域だとか、急傾斜地だとか今実際に住んでいる方たちがいるところで。ましてや朝霞の場合は、今回はちょっと後になりましたけどあずまの部分だとか、いわゆる根岸台3丁目の都市開発に関しては、かなりごく最近やっていることなので、それが果たして立地適正化計画との整合性をどう付けるんだということにも当然なると思うので、そこら辺をなかなか微妙な部分があるので。

もう一つ私が気になるのが、先ほど東洋大学の話しをされたので、私は東洋大学の周辺環境を整えていくべきだと思っているので、その大学周辺のいろいろな資材置き場だとか、残土置き場だとかになってしまっている地域に関して、公共的な施設として果たしてどうかというのはありますけれども、例えばテニスコートをとったときに、市のいわゆるスポーツ施設をそこに置いていこうという、そういうような方向性が例えば適正化計画の中に織り込めるのであれば、一つ意味があるかなとは思いますが、そうでない限りは一番最初に申し上げたレベルの今ある既存の状況に、国からの補助金を得るためにただ上書きするというか都市計画マスタープランの上書きをするレベルのものになってしまうのかなというふうに思いますが、その点はそれ以上のものをプラスアルファの部分の本気で考えられているのかどうかを確認しておきたいです。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

まず補助金の関係というのは、言っているとおりかさ増しとか、あとはこれから目的がないと付かないという方向性に動いてくるというのは間違いないことで、そういった意味では策定する意味は大きくあると思います。ただし、それだけの目的かというところではなくて、やはり交通計画を作りましたので、それを見据えて朝霞市の将来、人口状態とかそういうのを見ながらですね、どうやって持続可能なまちづくりをしていくかということと計画を通じて、対市民にも知っていただくということですのでいい意味はあるとおもいます。ただし、最初に須永委員が言ったとおり、朝霞が人口が既に減少傾向に入っていて、もういきなり都市を駅周辺に集めるとか、そういった意味では今のところやるつもりはありませんので、劇的に見た目はどう何かが変わるかというのは直ちに申し上げられることはありませんが、ただ市街化区域においても崖地のレッドゾーンであるとか、明確に危ない区域というのはありますので、そういったものを居住区域から除外していくとか、新たに防災指針を定めるということは意味があるものだと考えております。

先ほど言っていた東洋大学の周辺についても、これは様々な法律であるとか、いろいろ組み合わせで考えていかなければならないこととなりますので、例えば立地適正化計画の中で何かそういったことが加味して日々できるようなことがあれば検討してみますし、調整区域に先ほど言った公共施設を誘導するという計画ではありませんが、これから各所管に朝霞のどんな区域にこういった機能を誘導するかという照会をする予定で考えておりますので、そういったものを加味しながら必要なものを計画の方に記載してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○鈴木会長

西村主査。

○事務局・西村まちづくり推進課都市係主査

埼玉県下で全63市町村のうち、立地適正化計画策定済が16市町、策定途中が朝霞市を含めて13の計29市町村が策定ないし策定を進めている状況です。割合としては約46パーセントぐらいです。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

東洋大学の今あるところについては、都市計画マスタープランでそれは医療と福祉の拠点とい

うことで位置付けています。基本的に都市計画マスタープランと即す形で立地適正化計画は原則作らなくてはならない部分がありますので、田辺委員から頂いた意見も踏まえて庁内で検討をして委員の皆様にご改めお示しさせていただきたいと思っております。

○鈴木会長

よろしいですか。

田辺委員。

○田辺委員

立地適正化計画の策定というのは、都市計画マスタープランのときに、例えば旧四小の今新電元工業が入っているところ、それから根岸台3丁目の旧積水工場跡地、また今のあずまのところになりますけれども、そういったところで都市計画マスタープランの変更をしていますけれども、立地適正化計画に関しては、同じような変更のことが想定されるのか、何かことがあったときにかなり融通が利くようなことなのかというのが一つお伺いしておきたいなど。

あとは、立地適正化計画でいろいろと誘導だとかの設定に当たって、勧告だということもあると思うんですけども、そういったところまで想定されているのか、基準を設けて誘導というところもそうですけれども、やはり強い市の側の意思を何らかの形で示していくという方向性を今考えてらっしゃるんだろうけど、その辺も。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

立地適正化計画の改定というのか改編というのか、それについては当然今後もあるかと思っております。

都市計画マスタープランも、令和5年度ぐらいから改訂に着手する時期に来ておりますが、都市計画マスタープランも例えば旧第四小学校跡地を工業系に変更するときに新電元工業が来ることが都市計画マスタープランに即していないということで、見直した経緯があります。もちろん都市計画マスタープランを見直して、立地適正化計画とそごが生じた場合には併せて立地適正化計画も見直すといったことは当然想定できるというふうに考えております。

誘導施設の届け出や勧告などについては整理させていただいて、次回以降にお話しさせていただければと思います。

また、国が作成した資料の抜粋が55ページと56ページの方には載っておりますが、先行している自治体を確認させていただきます。

○鈴木会長

田辺委員、よろしいですか。

ほかに、何かありますか。

須田委員。

○須田委員

これ一つ意見とさせていただきますが、先ほど田辺委員も少し触れていたんですが、こういう計画ができればできるほど、そこら辺に住んでいる方の土地の価値にもものすごい差が明らかに出てくるんですけど、できればこういう計画の中でそういうこととなるべくないような表現というか、作りをしっかりとしてもらいたいなど。はっきり言っちゃいますけど、これを見ていたらもう上間木地区に住もうという人はいないですよ。そういう計画になってしまいますよね、こういう計画で。もうだって、危険がいっぱいなところで、なおかつ市街化区域から外れているんだったら何もそこに住む必要はないなというようなことにもなりかねないので、表現としては非常に難しいんですけども。一方で、こういう魅力的なことがありますというようなことがないとせっかく作った計画なんだけども、計画を見た人は「何だ俺の住んでいるところは、あんまりいいところじゃないな」というものになってしまいますので、そこはなかなか難しいですが、注意していただきたいというところは要望しておきます。

○鈴木会長

ほかに、ありますか。

以上で議案第1号について、終了いたします。

◎6 その他（報告事項） 報告事項第1号 ウォーカブル施策の推進について

○鈴木会長

続きまして、次第の6番目「その他（経過報告）」として、報告事項が4件あります。

それでは、事務局から「報告事項第1号 ウォーカブル施策の推進について」の説明をお願いします。

西村主査。

○事務局・西村まちづくり推進課都市係主査

「報告資料1-1」を御覧ください。

ウォーカブル関係の施策のうち、官民連携まちなか再生事業で令和3年度に取り組んだ主な内容を報告させていただきます。なお、この資料は国に提出した報告書をベースとしており、こまごまとして見にくい点は御容赦くださいますようお願いいたします。

「1 事業目的」としましては、公園や街路等のオープンスペースを活用し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出と人でにぎわう魅力的な商業エリアの形成を目指すため、官民協働でエリアの理想的な将来像を共有するための未来ビジョンを策定するということを見据えて実施いたしました。

「2 事業対象エリア」は、図の赤枠内の範囲で、市役所通り、朝霞駅南口駅前通りとも言いますが、こちらやシンボルロードを中心とした朝霞駅南口地区としております。

「3 エリアが抱える課題の整理」としましては、未来ビジョンの策定等に取り組むに当たり、始めにエリアの現状分析として、まちなかの主な課題を整理したものです。

これらは、市や民間のメンバーの方で事業前から把握していたものもありますが、改めて、各種市民意見を募集した結果を踏まえて、このような項目が挙げられることを確認いたしました。特に改善要望が多かったものは、上から2番目の「市役所通りは道路幅員が狭く、歩道が設置されていない中をバスが双方向で運行しており、安全な歩行者空間が確保されていない」というものでした。この事業では、これらの課題を念頭において、官民で連携して改善につながるような取組ができなかないかという視点で実施をしております。

2ページにいきまして、「4 事業実施フロー（実績）」ですが、令和3年度は大きく分けて二つ、エリアプラットフォームの構築と未来ビジョンの策定をいたしました。エリアプラットフォームというのは、官民連携の会議体みたいなものです。そのエリアプラットフォームの構築の方は、4月から7月にかけてメンバーやスケジュール、事業の進め方などを共有して仮構築し、その後、1年間活動した結果を受けて、3月に正式に会長・副会長や規約を決めて、組織を構築いたしました。

また、未来ビジョンの策定の方は、会議を7回開催し、途中、7月のまちの課題・改善アイデアの市民意見募集や、11月の実証実験としてのアサカストリートテラスの開催や、通年での埼玉大学主体での交通計画の各種研究、また、こちらには掲載しておりませんが、あさか冬のあかりテラス等の開催を交えつつ、エリアのウォークブル化や商業活性化を進めるに当たり、どのようなまちなかが求められているのか、国が定めた事業の枠組みに沿って未来ビジョンの検討を進めました。この未来ビジョンは、この1年間だけの検討のみで完成させることはせずに、今後も継続して事業に取り組む中で、随時いいものに修正、ブラッシュアップしていくという意味を込めまして、ベータ版という取扱いとしており、引き続き内容を検討してまいります。

次に3ページの「5 実施状況」として、主な取組内容を個別に報告させていただきます。

まず「(1) エリアプラットフォームの構築」につきましては、今年4月1日付けで規約を締結し、正式に「あさかエリアデザイン会議」という名前で構築いたしました。現在のメンバーは表の

とおりで、今後はこのメンバーで、民主体での自立・自走を目指した体制で活動していく予定です。

次に「(2) 市民意見の募集」としましては、コロナ渦の中、可能な範囲で未来ビジョンへ反映させることを目的として、率直な御意見をたくさん集める方法を模索しながら、官民連携組織ならではの様々な形式で市民意見募集を行ったものです。中でも4ページの「④街頭で商店街再生のより良いアイデアに投票するシール投票」は、アサカストリートテラスの開催当日に、①の商店会アイデアコンテストで頂いたアイデアをテーマ別のボードに貼って、一番良いと思うアイデアにシールを貼っていただくというもので、2,700人以上の方々に投票いただきました。これらの結果、要約しての御紹介が難しいぐらいの詳細な御意見をたくさん頂きましたので、この事業での取組に反映していければと考えております。

5ページにいきまして、「(3) 朝霞駅周辺の主要道路2本のウォークアブル化検討」につきましては、埼玉大学が主体となって研究していただいているもので、駅前通りと駅西口富士見通線の交通計画を見直し、交通安全対策のほか、ウォークアブルや商業活性化の視点も取り入れて人中心の街路づくりを目指すものです。

①朝霞駅南口駅前通りの方は、安全な歩行者空間が確保されていないという多くの市民の方々が感じている課題を踏まえて、左の写真のように、実際に複数の交差点に調査員が立って交通量調査を実施し、その結果から一方通行化などの各種交通規制を施した場合に、右の図で赤い線になっている周辺道路5本の混雑状況がどうなるか、交通シミュレーションを行っていただきました。その結果、いずれの道路にも渋滞は発生せず、道路の端から端までの通過にかかる平均旅行時間もほとんど変わらない結果となったことから、交通上の問題は生じないとの結果が得られました。今後は沿道関係者の方々等との合意形成を図りながら、引き続きウォークアブル化を検討してまいります。

また、②駅西口富士見通線については、現状、交通事故が発生しているほか、高幅員を確保しているものの車や歩行者の往来が少ないことから、車道部分を歩行・滞留空間に再配分するなど、ウォークアブルやにぎわい創出の点からの有効活用ができないか検討を行うもので、令和3年度は、沿道の方々を対象として、どのように整備するのが良いか意向を聴くアンケートを行いました。

6ページにいきまして、アンケートの結果では、現状の満足度の点では、今のままで良いという方と改善して欲しいという方で評価がおおむね二分され、また、利用方法としては飲食やマルシェ等のスペースへの評価が一番希望が高くなりました。今後も引き続き、沿道の方々との合意形成を図りながら、より望ましい再整備方法を検討していく予定です。

次に「(4) アサカストリートテラス2021」につきましては、コロナ渦の中でも感染対策とにぎわい創出が両立できるような新しいコンセプトのイベントとして、「新しいあさかの日常を歩こ

う」をテーマとし、未来の商店街の日常の姿を思い描く実証実験を兼ねて開催いたしました。企画・運営は共に、このあさかエリアデザイン会議とその部会であるアサカストリートテラス実行委員会で担いました。

7ページにいきまして、今年は、一回完結型のイベントで終わらせるだけではなく、何かまちの日常的な魅力向上につながる実験ができればということで、こちらの①今後の「新しい日常」における商業活性化や、②公共空間の利活用によるコロナ禍も踏まえたにぎわい創出、③朝霞駅南口駅前通りにおいて、安全でゆとりある歩行者空間の創出を目的とした交通対策といったことを実証実験の要素として入れて開催いたしました。一番下の右2枚の写真は、カラーコーンで一方通行化を施した様子です。

それから8ページから10ページにかけては、「(5) 会議開催と未来ビジョン暫定版の策定」ということで、エリアの将来像のコンセプトや、地域特性の現状分析、地域特性を踏まえた目指す将来像、施策などを一通り検討いたしました。今年度に行う各種実証実験等の結果も踏まえまして、来年3月を目標にエリアビジョン確定版を策定する予定です。

報告資料1-1の説明は、以上です。

続きまして、報告資料1-2について、まちづくり推進課高橋から説明いたします。

○事務局・高橋まちづくり推進課都市計画係主事

ここからは、私の方から昨年度のウォーカブルな取組について簡単に御紹介させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料は、「報告資料1-2 令和3年度ウォーカブルな取り組み 写真集」でございます。

昨年度に実施したウォーカブル施策を推進する主な取組は、先ほど西村から説明がありましたとおり、官民連携まちなか再生推進事業による朝霞駅周辺地区におけるエリアプラットフォーム「あさかエリアデザイン会議」の活動のほか、居心地がよく歩きたくなるまちなかを実現するためのスポットや休憩施設の設置などがございます。

それでは、順番に御紹介いたします。

資料の1ページ目をお開きください。こちらは、市役所の庁舎前にございます「花の池テラス」でございます。令和3年3月に市庁舎前の広場を整備し、オープンいたしました。

「花の池テラス」は、天候・土壌・植物などの自然環境が持つ多様な機能をインフラ整備に活用するグリーンインフラの考え方を取り入れまして、透水性舗装や整備前より植栽等の緑量を増やしたことにより、水辺とみどりに親しみながら四季の移ろいを感じることができる、居心地のよい

「水と緑の空間」となっています。また、景観重要樹木である「はじまりのケヤキ」や市の花「ツツジ」が植えられているほか、最近では、カモが羽休めに来いたり、メダカやヌマエビなどが生

息していたりと、まちなかのビオトープとして多世代が憩えるスペースになっています。

2ページ目を御覧ください。こちらは、「みどりのテラス」でございます。令和3年7月にシンボルロード中央広場でオープンいたしました。

「みどりのテラス」は、新電元工業株式会社が、株式会社埼玉りそな銀行の寄贈品付CSR私募債を発行され、その寄贈先を朝霞市に指定していただいたことで設置されたものでございます。

様々な高さのベンチが集積するステップベンチで、座ったり、机として利用したりと活用方法は様々でございます。最近では、保育園の園児等が散歩の途中で楽しそうに遊んでいたりと、冬に開催されました「あさか冬のあかりテラス2021」では、竹をドーム状に組み上げたイルミネーションを設置するなど、シンボルロードの中心として幅広い活用をされています。

3ページ目を御覧ください。こちらは、「黒目川さくらテラス」でございます。黒目川の溝沼池田橋付近に令和3年10月に開放いたしました。

「黒目川さくらテラス」は、景観形成補助金の活用事業として景観づくり団体「株式会社林土木関東支店」から朝霞市のシンボルである黒目川を眺められる歩行者等の憩いの場を作りたいとのご提案を受けまして、設置いただきました。付近にベンチが少ないため、周辺歩行者の休憩施設、憩いの場として利用されているほか、部活動に励む学生などの活気にあふれる場所となっております。

4ページ目を御覧ください。こちらは、「オーニングベンチ」でございます。北朝霞駅東口広場に令和3年10月に設置しました。

都市空間の快適性を高める緑化技術を開発されている「ダイトウテクノグリーン株式会社」の御協力により設置いたしまして、毎日人の行き交う、駅前広場に憩いの空間が生まれました。また、庇付きのベンチにプランターが組み込まれており、天井・背面・側面の緑陰により、清涼感と日よけ効果が得られるほか、暑熱対策にも効果があります。

続きまして、5ページ目をお開きください。こちらは、「バイオシェルター 雅涼庵」でございます。シンボルロード北口広場に令和3年12月に設置いたしました。

「雅涼庵」は、「みどりとともに」をブランドメッセージとして、緑を生かしたやすらぎと癒しの空間づくり、新しい時代の環境創造に取り組んでいる「株式会社石勝エクステリア」の御協力により設置いたしまして、シンボルロードの入口である北口広場が信号待ちやカフェ帰りなどに一息つける空間となっております。

6ページ目を御覧ください。こちらは、「ちょっとカウンター」でございます。シンボルロード南口広場に令和4年2月に2基設置いたしました。

「ちょっとカウンター」は、公益財団法人都市緑化機構によるユニバーサルデザイン施設設置の

公募がございまして、公募に応募して提供を受けたものでございます。高さが異なる2段のカウンターにより、子供から大人まで隔たりなく利用できるほか、車いす利用者がカウンターの中に足をいれてテーブルとして利用できるデザインになっています。周辺歩行者等のちょっとした利用に最適なユニバーサルデザイン施設になっております。

7ページ目を御覧ください。こちらは、「木かげのトンネル」でございます。シンボルロード中央広場に令和4年3月から開放しました。

「木かげのトンネル」は、鉄道の保守・改良を始めとして鉄道関連工事のリーディングカンパニーの高い専門技術等により、安全・安心で地球環境に配慮した持続可能な社会の実現に貢献されている「東鉄工業株式会社」の御協力により設置いただいたものでございます。アーチ状のフレームにつる性の植栽を施して、葉などから作り出された動きのある木陰を創出しております。また、トンネル内部にはベンチを設置しており、通り抜けても座っても楽しい空間になっております。

トンネルの先には、先ほど御紹介しました「みどりのテラス」もございまして、一体として利用をされております。

資料のほかにも、安全な歩行空間の確保のため、道路整備基本計画に基づく歩道の拡幅やグリーンベルトの整備、八街市の事故を受けての、車のスピード抑制のためのポールの設置などを実施いたしました。

今年度につきましても、引き続き歩きたくなるまちなかを目指しまして、まちなかのベンチ設置等の機会を捉えていくほか、寄附ベンチ制度の創設や交通安全対策等についても随時進めていきたいと考えております。

また併せて、今回御紹介したものにつきましては、市のホームページに取りまとめページをそれぞれの詳細のページを掲載しているほか、本年2月から運用しております都市建設部の公式インスタグラムでも随時紹介しておりますので、是非御覧いただければと思います。

報告事項第1号につきましては、以上でございます。

○鈴木会長

ありがとうございました。事務局からの報告がありましたが、既に事業も終わり、企業からの寄附等をいただいた施設を列記してありますので、特に質問しておかなくちゃならないということがなければ、質疑を省略させてもらいたいと思いますが、何かありますか。

田辺委員。

○田辺委員

一つは、弁財地域でやっていた交通の対策、ウォークブルとも関連すると思うんですけども、この年度中に行われていたと思うので、その点どういう状況なのか教えていただきたいなというの

と。

あともう一つは、これ写真で頂いているけれども一番気になるのは、朝霞に限らないかもしれませんが、例えば道路のフェンスの話も別の機会に言ったことがありますけどね、色々な予算立てでチビチビお金が付いて、例えばこういうベンチだとかによっても、もちろんいろいろと皆さんからの御厚意があつての設置は分かりますけれども、元々当初、例えばシンボルロードはかなりいろいろなものが設置されてきていますけれども、そのシンボルロードの設置、コンセプトが当然あつてのシンボルロードができてきたというのがあると思うので。そういった場合、例えば駅前でもそうですけど、駅前にベンチを設置するにしても、当初想定していたものと全く別のものを配置する場合に、やはりある程度、例えば景観の審議会ももちろんですし、設置したときのコンサルなり設計の思想的なものと違わないかどうか、その点の部分というのは非常に重要だと思うんですね。今後、これからいろいろと、例えばシンボルロードに今後もいろいろなものを御厚意でいただきましようと言つて、ベンチもいろいろな種類の、全然別の種類のものを設置していくというようなことだつて当然出てきますよね。それをどんどん入れていくとね、それはそれで全く、景観上はどんどん。当初、例えば市役所もそうですけど、市役所前、今は綺麗ですけれど、今後これがまたいろいろなものが設置されていったときに、これがどう変わってしまうのかというのは非常に気になる部分なので、その点に関しての何か今、枠、たがをはめるようなものというのはお持ちなのかということをお伺いしておきたい。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

西弁財、東弁財の生活道路の安全対策については、令和2年度に工事が終わっておりますので、今回は紹介しませんでした。市のHP等にはウォークブル施策の全体の中には載せておりません。

東弁財の生活道路の安全対策につきましては、全国的に非常に注目されておまして、先日、国土交通大学校の方からも定期的な視察をしたいとか、そういったお話も頂いております。また、「ゾーン30プラス」として、国としてもこれから積極的に取り組んでいくというお話もされております。

休憩施設、ベンチ等の休憩施設の設置につきましては、当然無秩序に設置するということは考えておりません。市といたしますと、みどり公園課で「緑とまちなかの魅力向上構想」というものも策定しております、そういった中でベンチの設置場所の候補地等を載せております。またデザイン等につきましては、都市緑化機構と「みどり豊かなまちづくりのための包括連携協定」というも

のを結ばせていただいております、アドバイス等も今後頂けることになっておりますので、専門機関等の御意見を頂きながら設置に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

あと、市役所の「花の池テラス」につきましても、今すごく綺麗な状態で保たれておりますが、例えば大きな看板を付けたりとか、そういういろいろなことが今後考えられますが、市役所の敷地につきましても景観づくり重点地区になっております。工事等をやる場合には関連部門とまちづくり推進課の方で逐一協議等を行いますので、今後についてもそういった形で保っていければなというふうに思っております。

以上です。

○鈴木会長

田辺委員。

○田辺委員

東弁財のアンケートを取ったでしょ。その取りまとめはちょうどこの時期じゃないのかなど。いいですけども。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

東弁財のアンケートの関係と効果は、埼玉大学の方で効果等を検証しておりますので、それについては、次回の都市計画審議会でご報告させていただきたいと思っております。

○鈴木会長

よろしいですか。

以上で報告事項第1号を終了いたします。

◎6 その他（報告事項）

報告事項第2号 国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討について（報告事項）

○鈴木会長

それでは、「報告事項第2号 国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討について」の説明をお願いいたします。

櫻井主幹。

○事務局・櫻井みどり公園課主幹兼課長補佐

「国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討」について、説明いたします。

まず、お手元のカラー刷り資料「国道254号和光富士見バイパス」を御覧ください。こちら、埼玉県の方で作成した資料になりますけども、中ほどをお開きいただきまして、まず上段の平面図になりますが、赤色の破線で示されている箇所4.3キロメートル第2期整備区間のうち、朝霞市

内につきましては、現在、埼玉県で予備設計を行っていると同っております。

また、右下の「整備効果」ですが、埼玉県では四つの整備効果を掲げまして、その一つに「沿道開発により地域が活性化します」と示してございます。

次に、A4版の資料を御覧ください。「市のバイパス沿道の活性化に向けた検討について」を御覧ください。「1 事業の概要」ですが、市といたしましては、国道254号バイパスの第2期整備を良い機会と捉えまして、1点目としまして、国道254号バイパスの沿道活性化について検討します。2点目として、バイパス予定地に近接する、市が保有する貴重な公有財産である旧憩いの湯跡地は、平成28年度に建物を解体して以降、現在はその一部を民間バスの駐車場などで使用しているものの、跡地の大半は更地となって活用されておりませんので、その跡地を含めた内間木公園の拡張整備についても検討を行いたいと考えております。それらの検討を経て、令和6年3月までに、バイパスの沿道活性化の手法（案）と内間木公園拡張整備基本構想（案）を策定する予定です。

なお、国道254号バイパスの沿道の活性化につきましては、市の計画でもそれぞれ位置付けられておりますので、幾つか挙げさせていただきますと、例えば第5次朝霞市総合計画においては、土地利用の観点では「国道254号バイパス周辺について、地域の活性化に資する土地利用の促進や、沿道利用活性化に向けた検討を進めること」などを、また、産業の活性化の観点では「バイパス周辺での低・未利用地の有効活用など、産業利用に適した用地の創出や新たな企業立地の検討」などを位置付けております。

都市計画マスタープランでは、「周辺の自然と調和がとれたまちづくりゾーンとして地域の活性化に資する土地利用の検討」や「内間木公園などの施設の修繕を計画的に進めるなど誰でも安心して利用できる施設づくりの推進」などを位置付けております。

また、産業振興基本計画では、「バイパス周辺等での低・未利用地の有効活用などの検討を行い、企業誘致や事業所の増加を図る取り組みの推進」等に加え、リーディングプロジェクトとして、あさか型企業誘致プロジェクトとして、「バイパス周辺等での産業利用を目的とした区画整理事業の支援、産業利用に適した用地の創出の検討」など位置付けておりますので、それら市の関連する計画も踏まえながら進めたいと考えております。

続きまして、「2 基本的な考え方」ですが、1点目「国道254号バイパス沿道活性化の手法」につきましては、ここでは例として地区計画を挙げておりますが、都市計画の手法を用いた沿道活性化などを検討するとともに、地域の現状を踏まえまして環境への配慮、道路や上下水道などのインフラ整備や雨水処理などについても検討したいと考えております。

2点目、「旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園拡張整備」では、既存の内間木公園については、市

の財政状況や施設の状況等を踏まえて、利用に支障のない施設は継続利用についての検討を、また旧憩いの湯跡地については、地域活性化や防災面の向上に資する施設等の検討、民間活力を取り入れた整備手法の検討などを行いたいと考えております。なお、民間活力の検討といたしましては、例えば市の財政状況等を踏まえまして、施設を新設する場合は、P a r k - P F I制度などを活用して、建設、維持管理、運営を民間に担っていただくことなども検討してまいりたいと考えております。

続いて「3 推進体制」ですが、1点目として、庁内検討委員会を今年の1月に設置しまして、現在、課題の整理や課題に対する考え方の検討などを行っております。

二つ目は、審議会等の設置でございます。こちらは先の令和4年第1回市議会定例会で検討委員会条例が成立しましたので、今後開催を予定してございます。活性化手法（案）や内間木公園拡張整備基本構想（案）の策定に当たって意見等を伺ってまいります。

次に三つ目、市民との協働では、検討委員に上下内間木の各町内会の方に就任をお願いするとともに、公募した市民にも委員をお願いしたいと考えております。

また、アンケートや市民説明会、パブリックコメントの実施に加えて、地元の上下町内会と適宜意見交換を行ってまいりたいと考えております。

「4 経過等」でございますが、これまで昨年11月には上内間木町内会、今年4月には下内間木町内会に出向きまして、今年度から検討に着手する旨を説明しました。地元からは、バイパスの沿道活性化等に期待する意見を多く頂いております。

最後に「5 都市計画審議会」でございますが、この先、バイパスの沿道活性化の手法について検討した結果、活性化に都市計画の手法を用いる場合や、旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園を都市計画公園とする場合は、都市計画決定の手続きに当たって当審議会で意見を伺うことを考えております。

説明は以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。

以上で報告事項第2号を終了いたします。

◎6 その他（報告事項）

報告事項第3号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）

○鈴木会長

「報告事項第3号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」の説明をお願いします。

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

それでは、報告事項第3号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」報告いたします。

今回の報告は、現在手続きを進めております生産緑地地区の買取申出による変更に関する経過報告です。

お配りしている資料は、変更箇所一覧と買取申出部分の概要図の併せて2ページとなっております。

資料の1ページを御覧ください。

こちらは、変更箇所の一覧でございます。今回は買取申出1地区の変更で、市内全体の生産緑地地区の面積は約65.34ヘクタールから約0.09ヘクタール減少して約65.25ヘクタールとなり、地区数は変更ありません。

次に、2ページを御覧ください。

膝折町5丁目の第99号生産緑地地区の概要でございます。概要図上にある青の矢印は、現況写真の撮影位置と方向を示しており、緑色に塗りつぶした区域が今回削除する部分になります。

農業の主たる従事者の死亡により、令和4年4月26日付で生産緑地地区の買取の申出がございました。これに対し市は、当該地が1,000平方メートル未満であること、街区公園である北浦公園の誘致距離内にあること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

また、令和4年5月17日付で、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取のあっせんを依頼し、現在回答待ちとなっております。

今後の予定といたしましては、あっせんの結果買取希望がなければ、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、生産緑地地区の区域及び面積を変更することになります。

以上で、報告事項第3号、朝霞都市計画生産緑地地区の変更について報告を終わらせていただきます。

○鈴木会長

ありがとうございました。

事務局から報告がありましたが、今後、審議するに当たり、事前に聴いておきたいことなどがあればお願いしたいと思います。何かございますか。

田辺委員。

○田辺委員

表現の仕方なんですけれども、削除面積をやはり記載していただいた方がいいかなと。それはプラスマイナスが当然出てくることあるでしょうから、その場合も一つ一つ記載していかないと、その総計がこうなりますということで分かるような表現にしていきたいと思います。

○鈴木会長

そのようにお願いします。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

はい、分かりました。

○鈴木会長

ほかに質疑ありますか。

以上で報告事項第3号を終了いたします。

◎6 その他（報告事項）

報告事項第4号 朝霞市あずま南地区に係る都市計画変更について（経過報告）

○鈴木会長

続きまして、「報告事項第4号 朝霞市あずま南地区に係る都市計画変更について」の説明をお願いします。

米満主事。

○事務局・米満まちづくり推進課区画整理係主事

報告事項第4号の「朝霞市あずま南地区に係る都市計画変更について」の経過報告をさせていただきます。

当該報告は、当初議案第1号から第7号として提出しておりましたが、令和4年5月16日に埼玉県から、諮問事項である「議案第1号 朝霞都市計画等の変更について（埼玉県決定）」について、国と県の協議が継続中であることから、本日の朝霞市都市計画審議会での諮問を見送ることとし、時期を改めて諮問させていただきたい旨の連絡がございました。

これを受けまして、議案第1号から議案第7号までは関連する議案のため、全ての議案を取り下げ、報告事項第4号として報告させていただきます。

それでは、事前配付資料の議案第1号の最後に添付されているA4横の資料を御覧ください。右上に議案第1号から議案第6号、参考資料1と記載されている資料21ページを御覧ください。

こちらは、本日差し替えさせていただきました資料でございます。

21ページを御覧ください。当該地区に係る都市計画変更の内容につきましては、令和4年2月

8日の都市計画審議会において、報告事項として御説明させていただいておりますので、本日は前回の都市計画審議会以降の手続き及び今後の予定について報告させていただきます。

まず最初に、あずま南地区に係る都市計画変更について埼玉県と朝霞市の権限の区分について説明いたします。

当該地区に係る都市計画変更は9種類ございます。そのうち、埼玉県に権限のある都市計画は、もともとの議案第1号として事前配付させていただきました、「朝霞都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「朝霞都市計画 区域区分」、「朝霞都市計画 道路」の3種類でございます。

次に、朝霞市に権限のある都市計画は、「用途地域」、「地区計画」、「防火地域及び準防火地域」、「土地区画整理事業」、「下水道」、「生産緑地地区」の6種類でございます。

全て関連がございますので、県と市で連携を図りながら同時の都市計画変更の決定に向けて、手続きを進めているところでございます。

前回2月の都市計画審議会後の手続きとして、令和4年4月12日から26日まで都市計画法第17条に基づく縦覧を実施いたしました。

周知方法につきましては、市の広報誌、ホームページ、メール配信に加えてツイッター、インスタグラム、フェイスブックのSNSを活用しております。

当該縦覧においては、埼玉県決定分の都市計画につきましては、縦覧及び意見書の提出はございませんでした。

県決定分の都市計画につきましては、今後、国と県の事前協議が整った後、都市計画法第18条第1項に基づき朝霞市に意見照会が行われることとなりますので、次回の都市計画審議会で、御意見を伺わせていただくことを予定しております。

次に、朝霞市決定分の都市計画変更案の縦覧者は2人、意見書の提出人数は3人、意見書の提出数は6通でございました。

提出された意見書は、都市計画法第17条第2項に基づき、意見書の要旨をこちらも次回の都市計画審議会に提出させていただき、都市計画変更について御審議いただいた後、埼玉県決定の都市計画について県の都市計画審議会での審議を経て、県と市で同時に都市計画変更の決定・告示を行う予定でございます。

なお、次回の都市計画審議会の時期につきましては、令和4年7月上旬で調整させていただきたいと考えておりますが、先程御説明させていただきましたように、都市計画審議会に諮問するためには、国と県の事前協議が整う必要があり、再度、延期させていただく場合がございますので、あらかじめ御承知くださいますようお願いいたします。

また、市の都市計画審議会に諮問させていただき時期が変更になることによる全体スケジュールに与える影響でございますが、埼玉県からは現時点では、7月下旬の県の都市計画審議会は予定どおり開催する方向で調整していると伺っていることから、現段階では、これまで報告させていただいたとおり、令和4年8月下旬頃の都市計画変更の決定告示を目指して手続きを進めているところでございます。

以上で、朝霞市あずま南地区に係る都市計画変更についての報告を終了いたします。

○鈴木会長

ありがとうございました。事務局から報告がありましたが、今後、審議するに当たり、事前に聞いておきたいことなどがあれば、お願いしたいと思います。

何かございますか。

田辺委員。

○田辺委員

一つは、一応市民から意見書が朝霞市に提出されている。その内容に関しての扱いですけれども、市の考え方というのはどこかに出してくるのか、その点をお伺いしたいのと、今どうお考えなのかという部分をお伺いしておきたいのと、あと、生産緑地の部分で今回は出してきたけれども、一応予定されていた部分と整合性ですね、あずまの計画にある生産緑地に関しては付け替えをしていくというようなことになるのかどうか、その点、どういうお考えなのか。かなりまばらな形で生産緑地の指定を今の時点ではされようとしているようなので、その点、もう少し集積をしていくという最初からそういう前提だったのかなと私は思っていたんですけれども、随分開けてみたら違う状態なので、その点、確認しておきたいなど。

○鈴木会長

多度津専門員。

○事務局・多度津まちづくり推進課専門員兼区画整理係長

最初に17条に基づく意見の概要につきまして御説明させていただきます。意見の要旨としましては、1、工業系の土地利用について反対という御意見が区画整理に1通、防火・準防火地域に対して1通、合計2通ございました。

続きまして、現状として交通安全対策が不十分であることから、物流施設などの土地利用により更なる悪化が懸念されるため反対という御意見が地区計画に対して1通、用途地域に対して1通、合計2通ございました。

続きまして、工業地域ではなく準工業地域に指定するべきという御意見が用途地域に対して1通ございました。

もう1通につきましては、地区計画に対して御意見がございましたが、こちらは個人の土地活用に対する内容でしたので省略させていただきます。

市の考え方につきましては、まず、工業系の土地活用に関しましては、市では平成17年度3月に都市計画マスタープランの当初計画を策定しまして、その後、社会情勢や都市計画の状況を踏まえまして、平成28年に改定しております。

改定に当たりましては、平成25年度から改定に向けて検討を始めまして、市民意識調査、地域別懇談会、市民説明会、パブリックコメントなど、市民の皆様及び専門家の御意見等を踏まえまして、市が目指す長期的な将来都市構造を定めておりまして、その中で当該あずま南地区は、まちづくり重点地区に位置付け、工業系の土地利用の図る地区として公表しているものでございます。

また、本地区は、あずま南地区の地権者の方々による組合施行の土地区画整理事業である当該地権者の土地活用の内容が市の都市計画の方針に則していることから、市としましても都市計画法に基づく変更を行うものでございます。

また、交通安全対策につきましては、地区の外周部の市道6号線、市道22号線、市道159号線の全てに当該土地区画整理事業の中で両側歩道を整備し、十分な対策を行うものと考えております。

次に用途地域につきましては、埼玉県の使用地域の指定の考え方に基づきまして工業地域に指定しますが、地区計画において著しく危険な工場等を規制するなど、準工業地域以上の用途制限を行います。

また、物流施設を建築予定のA地区の外周部には緩衝緑地を整備するなど、周辺の環境に配慮した規制・誘導を図ってまいります。

また、御意見の中には地区外の現状に関する御意見も多々ございましたので、そちらにつきましては担当部局への情報共有を図ってまいりたいと思います。

生産緑地につきましては、生産緑地の意向を受けているのが約1.1ヘクタール弱でございます。こちらの方につきましては、都市計画の変更と同時に生産緑地地区の指定を行いまして、その時点では現状の場所で指定を行い、約半年後の仮換地指定のときに和光市側の地区に集約して生産緑地をまとめて指定する予定でございます。

以上でございます。

○鈴木会長

ありがとうございます。

よろしいですか。

田辺委員。

○田辺委員

今お答え最初にいただいた部分に関しては、ネット上なり当人に伝わるような形になるのかどうか。取り扱いです。

○鈴木会長

多度津専門員。

○事務局・多度津まちづくり推進課専門員兼区画整理係長

都市計画法に基づく意見につきましては、現時点では個別に回答するという事は行いませんが、都市計画審議会の会議録等で公表するような形で考えております。

○鈴木会長

田辺委員、よろしいですか。

○田辺委員

生産緑地はいいんですけども、今までの都市計画の縦覧だとかのやり方としては分かりますけれども、やはり当人に何らかの形で市の考え方が伝わるようには議事録上で見てくださいという話ですけども、そこら辺の対応がもう少し柔軟にできないかどうか検討していただいて、お願いします。

○鈴木会長

会議が予定が5時までということになっているんですが時間が来てしまいまして、少しばかり延長をお願いしたいと思います。よろしいですか。

(はい、の声)

ありがとうございます。

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市計画部次長兼まちづくり推進課長

今回の縦覧に対する意見なんですが、市民説明会で行った内容で、ほぼ同じ内容が出てきてます。市民説明会で説明して、その後御回答申し上げて御理解して下さったのか、件数自体は減っております。内容的にはほぼ同じような内容になるんですが、事前にホームページに掲載など何らかの形で前向きに検討していきたいと思っております。

○鈴木会長

ありがとうございます。

田辺委員、よろしいですか。

○田辺委員

はい。

○鈴木会長

ほかに何か御意見ございますか。

先ほど事務局から次回の会議は7月ごろを予定しているというふうに御意見がありましたが、既に本日議案第1号として皆さんのお手元に配付された1から7まで、もう何度も協議してきて最終的な仕上がりだと思うんです。公募市民方、初めてだと思いますけれども、次の会議までに中身をよく見ていただきまして、質疑等ありましたら事務局の方に問い合わせしていただいて、熟知していただきたいとおもいますので、よろしく願いいたします。

以上で、報告事項について終了いたします。

本日の内容は以上となりますが、最後に事務局から連絡事項等がありますか。

高橋主幹。

○事務局・高橋まちづくり推進課都市計画係主事

昨今のトピックス的なことで2点ほど連絡事項がございます。

まず1点目ですが、こちらホームページの写しになりまして、「都市緑化機構とみどり豊かなまちづくりのための包括連携協定を締結いたしました」ということで、本年の3月28日に締結した協定の内容でございます。ウォークブルの推進ということで北朝霞駅東口広場やのシンボルロードに休憩施設等を設置いたしました。

今後は、都市緑化機構様の技術支援や、先進的な取組などを御紹介いただきながら、本市の都市緑化の推進ですとか、緑のまちづくり、グリーンインフラの整備を進めていきたいと考えております。

二つ目といたしまして、こちらは、今月13日に開催した朝霞市地域公共交通協議会でお配りした資料と同じものになりまして、市内循環バスの運賃改定についてということをお審議いただきまして御承認いただいたものでございます。

市内循環バスを取り巻く現在の状況でございますが、こちら平成29年度からの運行経費ですとか運賃収入・輸送人員の推移、保証料の推移等が載っておりますけれども、昨今のコロナ渦の影響を受けまして、かなり厳しい状況で推移しているところでございます。

今後、運賃改定の検討に入るということについて御承認いただきましたので、経過については随時都市計画審議会の方に報告していきたいと考えております。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市計画部次長兼まちづくり推進課長

今の市内循環バス運賃改定の状況につきましては、地域公共交通協議会の施策の方に路線バスの

検討ということで明確に位置づけておきまして、昨今近隣市におきましても、コロナの状況もありますので運賃改定について、今後は検討に着手するという形をとっております。本市におきましても、直ちに改定するというのではなくて、協議会の方で運賃改定の検討を着手することを御了承を得たということでございます。

○鈴木会長

報告事項は終わりましたが、今の報告で何か意見ありますか。

(なし、の声)

ありがとうございます。

そのほか事務局の方で報告事項はございますか。

濱野係長。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

先ほど何度かお話ございましたが、次回の第2回の都市計画審議会につきましては、7月上旬を予定しておりますので、調整でき次第また改めて提出させていただきたいと思っております。

以上です。

○鈴木会長

本日の議事は全て済みしました。須永専門委員と小嶋専門委員の方に当審議会から立地適正化計画庁内検討会議に出向していただいているわけですが、今後ともいろいろ協議の場で活発な意見等を出していただいて、御指導等もお願いしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

進行が不手際によりまして時間が少しオーバーしてしまいましたが、以上をもちまして進行を事務局にお渡しいたします。よろしく申し上げます。

◎7 閉会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

以上をもちまして、令和4年度第1回朝霞市都市計画審議会を閉会いたします。

議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。